

北海道旅客鉄道株式会社からの鉄道の
旅客運賃及び料金の変更認可申請に係る審議（5回目）

1. 日 時

令和元年7月9日（火） 10：30～11：30

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

原田尚志（会長）、牧満（会長代理）

河野康子、根本敏則、山田攝子、和田貴志

<国土交通省>

鉄道局：上手鉄道サービス政策室長ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 富田、北村

4. 議事概要

- 鉄道局から、北海道旅客鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃及び料金の変更認可申請に関して運賃表誤表示等について、説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① 運賃表誤表示の単年度の影響は37円（推計値）であり、実際はもっと少ないだろう。審査の原価収入に与える影響は無いただろうが、運賃表誤表示は深刻な問題と捉えなければならない。
 - ② 今回の運賃誤表示は、偶然発見したのか。等について、意見・質問があった。
- これに対し、鉄道局からは、
 - ① 運賃表誤表示はあってはならない。運賃表誤表示が無いように指導しているが、仮に運賃表誤表示があった場合には、金額の多寡や影響の範囲に関わらず、ポスター等で周知するとともに、プレス発表を行うように指導している。
 - ② 今回の運賃改定に当たって、チェックをした時に発見したとのこと。等の回答を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。